

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面) 36(元)

産業廃棄物処理計画書

3 年 6 月 21 日

宮崎県知事 河野 俊嗣 殿

提出者



住 所 東諸県郡国富町大字本庄4848
氏 名 株式会社 藤元建設 代表取締役 藤元 建二
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 0985-75-2323

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 藤元建設
事業場の所在地	宮崎県東諸県郡国富町大字本庄4848
計画期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	建設業（土木工事業） 0621
②事業の規模	7億6300万円
③従業員数	28人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり (図1参照)

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙のとおり (図2参照)

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度(2年度)実績】		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	別紙のとおり		
	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	別紙のとおり		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	
	別紙のとおり	
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	
	別紙のとおり	

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（ 2年度）実績】	
①現状	産業廃棄物の種類
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量
(これまでに実施した取組) 別紙の通り	
【目標】	
②計画	産業廃棄物の種類
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量
(今後実施する予定の取組) 別紙の通り	

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（ 年度）実績】	
①現状	産業廃棄物の種類
	自ら熱回収を行った产 業廃棄物の量
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量
(これまでに実施した取組)	
【目標】	
②計画	産業廃棄物の種類
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量
(今後実施する予定の取組)	

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

		【前年度（ 年度）実績】	
①現状	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
【目標】			
②計画	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

		【前年度（ 2年度）実績】	
①現状	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
別紙のとおり			

(第5面)

		【目標】	
		産業廃棄物の種類	
②計画	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
別紙のとおり			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。



図1 産業廃棄物処理工程図（現状）

総括責任者	代表取締役	藤元 建二
廃棄物担当	株藤元建設クリーンセンター 所長	木下 雅博
役割	総括責任者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 廃棄物処理方針の策定 ○ 処分場の廃棄物管理規定の策定・改廃 ○ 廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認
	廃棄物担当	<ul style="list-style-type: none"> ○ 廃棄物処理計画の作成 ○ 廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ○ 産業廃棄物処理施設の運転・維持管理 ○ 産業廃棄物管理票の交付・管理 ○ 監督官庁への各種報告 ○ 社員、関連会社に対する教育

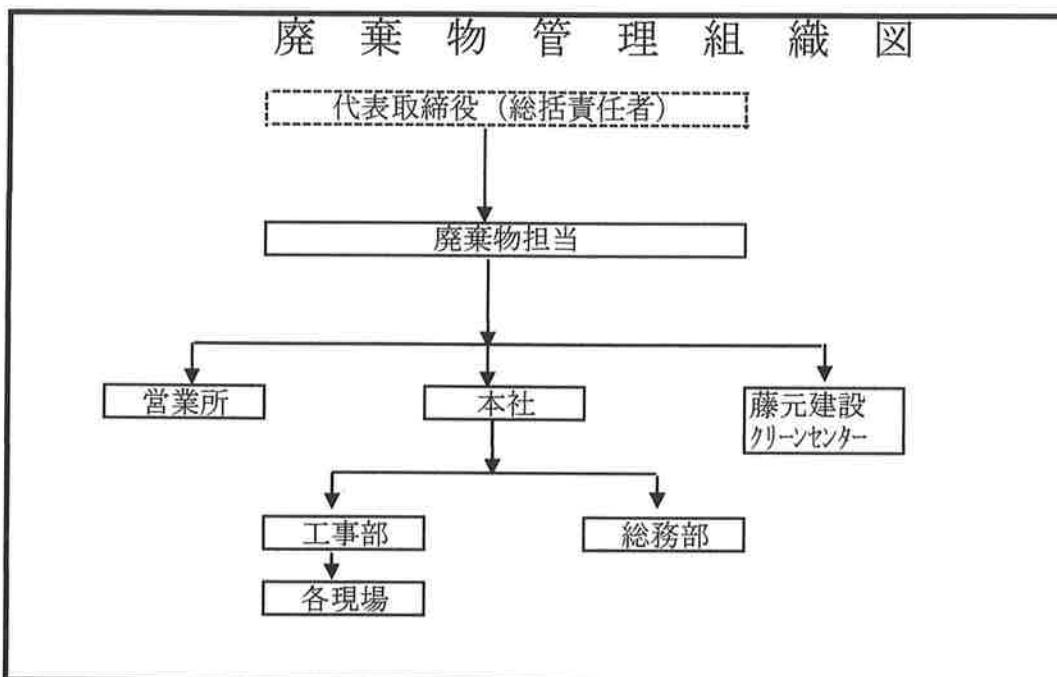


図2 廃棄物管理体制図

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（2年度）実績】									
産業廃棄物の種類	アスファルト舗装	コンクリート舗装	木くず	ガラス・陶磁器	がれき類	混合産業物	腐プラスチック		
排出量	3760t	1112t	1068t	47t	31t	20t	19t		
(これまでに実施した取組)									
○建設副産物については決められた方法で適切に処理する。	○3R推進活動の推進	○建設リサイクル法及び産廃法の社内周知徹底	○	○	○	○	○	○	○
①現状									
②計画									
○定期的に廃棄物関連法令や廃棄物の処理技術について情報を収集・取りまとめを行い、本社並びに各現場に情報提供を行う。併せて廃棄物の処分等についての教育・指導も行う。	○現場から報告される問題点の指摘や改善提案を参考に排出抑制や減量化の管理目標やマニュアルを作成する。	○実態把握のための定期的監査	○解体工法の改善と開発の推進	○発生及び抑制工法の検討	○	○	○	○	○
【目標】									
産業廃棄物の種類	アスファルト舗装	コンクリート舗装	木くず	ガラス・陶磁器	がれき類	混合産業物	腐プラスチック		
排出量 (今後実施する予定の取組)	3380 t	1000 t	960 t	42 t	28 t	18 t	17 t		

産業廃棄物の分別に関する事項

	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
①現状	<p>(産業廃棄物の種類)</p> <ul style="list-style-type: none">・コンクリート殻・アスファルト殻・木くず・混合物・廃プラスチック・がれき類・ガラス・陶磁器くず
②計画	<p>(取組について)</p> <ul style="list-style-type: none">○ コンクリート殻については無筋・有筋それぞれ各現場にて分別を行い排出してきた。○ 木くずは中間処分において焼却処分と再生利用可能なものと分別を行っていた。○ 廃プラスチック・ガラス・陶磁器くず・がれき類・混合物は埋立処分（安定型）（管理型）への処分を行ってきた。 <p>(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)</p> <p>(産業廃棄物の種類)</p> <ul style="list-style-type: none">・コンクリート殻・アスファルト殻・木くず・混合物・廃プラスチック・その他がれき類・ガラス・陶磁器くず <p>(取組について)</p> <ul style="list-style-type: none">○ コンクリート殻については引き続き無筋・有筋分別を行っていく。○ 木くずは引き続き焼却処分だけでなく、再生利用可能分との分別を徹底する。○ 廃プラスチック・混合物は単純に埋立処分だけでなく、再生利用（有価物）を分別し、木くず同様再生ルートを確保し再資源化を行う。○ 現場における廃棄物等の発生実態等に応じた分別管理の徹底。○ リサイクル業者との意見交換○ マニフェストの交付・照合・確認の徹底○ 材料等の過剰梱包防止を業者間と話し合う。

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（2年度）実績】	
産業廃棄物の種類 全処理委託量	アスファルト盤 コンクリート盤 木くず ガラス・陶磁器 がれき類 混合廃棄物 廃プラスチック 3760 t 1112 t 1068 t 47 t 31 t 20 t 19 t
優良認定処理業者への 処理委託量	0.09 t 12 t 7 t
再生利用業者への 処理委託量	3760 t 1112 t 1068 t
認定熱回収業者への 処理委託量	
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	
(これまでに実施した取組)	
○ 各現場の処理委託は各現場判断により行っていた。	

【目標】	
産業廃棄物の種類 全処理委託量	アスファルト盤 コンクリート盤 木くず ガラス・陶磁器 がれき類 混合廃棄物 廃プラスチック 3380 t 1020 t 950 t 40 t 20 t 18 t 10 t
優良認定処理業者への 処理委託量	10 t 18 t 10 t
再生利用業者への 処理委託量	3380 t 1000 t 950 t 10 t
認定熱回収業者への 処理委託量	
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	
(今後実施する予定の取組)	
○ 各現場における産廃処理に関する社内検討会の実施	
○ 処理・リサイクル業者の適切な選定を行うための情報収集及び情報提供	
○ 産業廃棄物処理委託マニュアルの作成	

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（2年度）実績】	
産業廃棄物の種類	アスファルト類 コンクリート類
自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	1330 t 889 t
(これまでに実施した取組)	
自ら処理することを原則とし、処理業者に委託する場合であっても収集運搬から処理に至るまで確認し、的確に処理を行う。	
【目標】	
産業廃棄物の種類	アスファルト類 コンクリート類
自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	1200 t 800 t
(今後実施する予定の取組)	
これまで行ってきた再生利用方法を踏まえ、様々な情報を収集し社内検討会を実施し、各現場における新たな再生利用ルートの確保を行う。	
(2)計画	